

●申請者について

給付対象児童（青森県内の市町村から児童手当等を受給していない0歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童※平成17年（2005年）4月2日から令和6年（2024年）2月29日までに生まれたお子さん）を養育している、青森県内に住所を有する保護者等。

●養育について

①給付対象児童と同一世帯である。もしくは扶養している。

②基準日（令和5年10月31日）において、高校生等が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は高校生等が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者。ただし、基準日において、小規模住居型児童養育事業を行っている住居の所在地、里親の住所地又は障害児入所施設等の所在地が青森県内にある場合に限る。

原則として**申請者・養育者・受取口座名義人が同一**となります。

養育者であることは原則として、給付対象児童の健康保険証で申請者が扶養者（被保険者、組合員）または世帯主となっていることで確認します。

●申請について

青森県内の市町村から児童手当等を受給していない0歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（※平成17年（2005年）4月2日から令和6年（2024年）2月29日までに生まれたお子さん）が申請の対象です。

※児童手当を受給している児童の分は市町村から申請不要で応援金が給付されます。

詳細はお住まいの市町村からのお知らせやホームページをご確認ください。

① <申請イメージ>

児童手当等の支給対象となるお子さまのみを養育している世帯（公務員以外）



申請不要

②

児童手当等の支給対象となるお子さまと支給対象外のお子さま（高校生等）を養育している世帯



児童手当等の支給対象外の児童分のみ申請が必要です



<養育の証明> 児童の健康保険証（表面のみ）

③

養育している児童について、全員児童手当等の支給対象外の世帯（公務員を含む）



児童手当等の支給対象外の児童分のみ申請が必要です



<養育の証明> 児童の健康保険証（表面のみ）

④

令和5年11月1日～令和6年2月29日までの間に青森県内に転入し、給付対象児童を養育している世帯



児童全員分の申請が必要です



<養育の証明> 児童の健康保険証 (表面のみ)

⑤

令和5年10月31日時点で青森県内に住民票があり、令和5年11月1日～令和6年2月29日までの間に青森県外に転出し、給付対象児童を養育している世帯



児童手当等の支給対象外の児童分のみ申請が必要です



<養育の証明> 児童の健康保険証 (表面のみ)

⑥

令和5年11月1日～令和6年2月29日までの間にお子様が生まれた世帯



出生した児童の申請が必要です



<養育の証明> 児童の健康保険証 (表面のみ) もしくは出生届の写し、母子健康手帳の写し

7

児童手当等の受給者が単身赴任等により住民票を異動している世帯



同一世帯の養育者からの申請が必要です



<養育の証明> 対象児童と養育者が同一世帯であることが分かる住民票の写し

8

青森県内に居住する養育者と進学等の理由で青森県外で別居する児童を養育している世帯



児童手当等の支給対象外（高校生等）であれば申請が必要です



<養育の証明> 児童の健康保険証（表面のみ）
※児童に撮影いただくなどの対応をお願いします